

令和 6 年度千葉市人事委員会 第 2 回臨時会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 2 7 日（木）
午前 1 0 時 0 0 分開会
午前 1 1 時 1 0 分閉会
- 2 開催場所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委員長職務代理者 志 村 隆
委 員 齋 藤 千 草

事務局

事務局長 桑 本 茂 樹 外 3 名

委員長の辞任により、委員 1 名が欠員となっているが、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずるため、地方公務員法第 1 1 条第 2 項により 2 名の委員の出席で会議を開催した。また、同法第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、委員長にあらかじめ指定されていた志村委員が委員長職務代理者を勤めた。

4 議 案

- （１）議案第 4 6 号 職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について

職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を原案のとおり制定することとした。

- （２）議案第 4 7 号 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を原案のとおり制定することとした。

- (3) 議案第48号 職員の採用選考及び職務の級・号給の承認について
職員の任用に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第3号。以下「任用規則」という。）第11条（選考の実施）及び職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号。以下「初任給規則」という。）第9条（特定の職員の在級年数の取扱い）及び第16条（人事交流等により異動した場合の号給）の規定により、消防局長から請求のあった職員の採用選考、在級年数の承認及び職務の級・号給の承認について、原案のとおり行うこととした。
- (4) 議案第49号 職員の採用選考及び職務の級・号給の承認について
職員の任用に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第3号。以下「任用規則」という。）第11条（選考の実施）並びに職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号。以下「初任給規則」という。）第10条（新たに職員となった者の職務の級）及び第16条（人事交流等により異動した場合の号給）の規定により、教育委員会から請求のあった職員の採用選考、職務の級の承認、在級年数の承認及び号給の承認について、原案のとおり行うこととした。
- (5) 議案第50号 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について
職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号。以下「初任給規則」という。）第26条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）の規定により、教育委員会から請求のあった職員の職務の級の承認について、原案のとおり行うこととした。
- (6) 議案第51号 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について
職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号。以下「初任給規則」という。）第26条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）の規定

により、市長から請求のあった職員の職務の級の承認について、
原案のとおり行うこととした。

- (7) 議案第52号 降格職員の再昇格時における号給の承認について
職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年
千葉市人事委員会規則第6号。以下「初任給規則」という。）第
22条第4項の規定により、市長から請求のあった職員の号給の
承認について、原案のとおり行うこととした。

- (8) 議案第53号 職員団体の登録の抹消について

千葉市立千葉高等学校教職員ユニオンから令和7年3月24日
付けで地方公務員法第53条第10項及び職員団体の登録に関す
る条例（昭和41年千葉市条例第35号）第4条の規定に基づき
提出された職員団体解散届について、原案のとおり受理し、当該
職員団体の登録を抹消することとした。

- (9) 議案第54号 千葉市人事委員会事務局公文書取扱規程の一部改
正について

千葉市人事委員会事務局公文書取扱規程（令和6年千葉市人事
委員会訓令（甲）第1号）の一部を改正する規程を原案のとおり
制定することとした。

- (10) 議案第55号 千葉市人事委員会事務局職員の任命について

人事委員会事務局職員の任命について、原案のとおり行うこと
とした。

5 報 告

- (1) 報告第46号 令和7年度職員採用試験上級技術（先行実施枠）
の申込状況について

令和7年度職員採用試験上級技術（先行実施枠）の申込状況に
ついて、事務局から報告があった。